

令和5年度
第2回 門真市都市計画審議会

議 案 書

日時 令和6年1月26日（金）午後3時

場所 門真市中町1番1号

門真市役所別館3階 第3会議室

令和5年度 第2回

門真市都市計画審議会 案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定権者	頁
7	東部大阪都市計画土地区画整理事業の変 更について（付議）	門真市	1

議第7号

東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更について

(門真市決定)

議 第 7 号
門ま都第 1411 号
令和 5 年 12 月 22 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更について（付議）

標記の件について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条
第 1 項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更（門真市決定）

東部大阪都市計画 上三ツ島土地区画整理事業を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

上三ツ島土地区画整理事業は、健全な市街地の形成を目的として、公共施設の整備、改善及び土地利用の増進を図るため、その施行区域を都市計画決定したが、現在の土地利用状況や地域の実情等を踏まえて検討した結果、当該施行区域内では、公共施設整備及び土地利用が進み、既に健全で良好な市街地が形成されており、事業の必要性は低いと判断したため、施行区域を廃止し、本案のとおり変更するものである。

計調第 1244 号
令和5年 10 月 30 日

門 真 市 長 様

大 阪 府 知 事



東部大阪都市計画土地区画整理事業（門真市決定）の変更について（回答）

令和5年 10 月 26 日付け門ま都第 1099 号で協議のあった標記について
異議ありません。

問い合わせ先

大阪府大阪都市計画局計画推進室

計画調整課都市施設計画グループ 浦川

TEL:06-6210-9079（内線3967）

E-Mail:keikakusuishin-02@gbox.pref.osaka.lg.jp